

○ 一般職の職員の給与に関する法律と検察官の俸給等に関する法律の対応

(傍線部分は改正部分)

※赤字部分…内閣人事局から平成三十年十二月に提供された案文からの変更箇所

※青字部分…令和元年八月二十一日付け第二部長審査での指摘を踏まえて修正した箇所

検察官の俸給等に関する法律		一般職の職員の給与に関する法律	
改正案	現行	改正案	現行
		第八条 (略)	
		<p>第八条 内閣総理大臣は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて、職務の級の定数（会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を除く。）を設定し、又は改定することができる。</p> <p>この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点</p>	

からする人事院の意見について
は、十分に尊重するものとする

2～4
(略)

2 人事院は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するよう、かつ、予算の範囲内で、会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

3 職員の職務の級は、前二項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、人事院規則で定める基準に従い決定する。

4 新たに俸給表（指定職俸給表を除く。）の適用を受ける職員となつた者の号俸は、人事院規則で定める初任給の基準に従い決定する。

<p>5 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合（指定職俸給表の適用を受ける職員が他の俸給表の適用を受けることとなつた場合を含む。）又は一の官職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合における男俸は、人事院規則で定めるところにより決定する。</p>	<p>5 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合（指定職俸給表の適用を受ける職員が他の俸給表の適用を受けることとなつた場合を含む。）又は一の官職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合における男俸は、人事院規則の定めるところにより決定する。</p>
<p>6 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事院規則で定める日に、同日前において人事院規則で定める日以前一年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が国家公務員法第八十二条の規定によ</p>	<p>6 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事院規則で定める日に、同日前において人事院規則で定める日以前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が国家公務員法第八十二条の規定によ</p>

る懲戒処分を受けたことその他
これに準ずるものとして人事院
規則で定める事由に該当したと
きは、これらの事由を併せて考
慮するものとする。

7 (略)

7 前項の規定により職員（次項
各号に掲げる職員を除く。以下
この項において同じ。）を昇給
させるか否か及び昇給させる場
合の昇給の号俸数は、前項前段
に規定する期間の全部を良好な
成績で勤務し、かつ、同項後段
の規定の適用を受けない職員の
昇給の号俸数を四号俸（行政職
俸給表¹⁴の適用を受ける職員で
その職務の級が七級以上である
もの並びに同表及び専門スタッ
フ職俸給表以外の各俸給表の適
用を受ける職員でその職務の級
がこれに相当するものとして人
事院規則で定める職員にあつて

る懲戒処分を受けたことその他
これに準ずるものとして人事院
規則で定める事由に該当したと
きは、これらの事由を併せて考
慮するものとする。

	<p>8 次の各号に掲げる職員の第六項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同一項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が当該各号に定める場合に該当し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>（略）</p>	
<p>五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で</p>	<p>は三号俸、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるものにあっては、号俸）として人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。</p>	

9 (略)			
11	9 (略)		
10	9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。	イ 二級 口 四級 極めて良好である場合	特に良好である場合
11	10 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。 第六項から前項までに規定す		専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるものを除く

るもののはか、職員の昇給に関する必要な事項は、人事院規則で定める。

【検察官には適用なし】

【検察官には適用なし】

12| 国家公務員法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第三項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員が属する職務の級に応じた額に、勤務時間法第五条第二項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

12| 国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員の俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額は、その者に適用される俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

12| 国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員の俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額は、その者に適用される俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

12| 国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員の俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額は、その者に適用される俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第五条 檢事及び副検事の俸給月額は、当分の間、その者の年齢が六十三年に達した日の翌日（

（新設）

次項において「特定日」という。）以後、第三条第一項の規定によりその者が受ける号に応じた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）

2・3 (略)

8

附 則

当分の間、職員の俸給月額は

当該職員が六十歳（次の各号

に掲げる職員にあつては、当該

各号に定める年齢）に達した日

後における最初の四月一日（附

則第十項において「特定日」と

いう。）以後、当該職員に適用

される俸給表の俸給月額のうち

第八条第三項の規定により当

該職員が属する職務の級並びに

同条第四項、第五項、第七項及

び第八項の規定により当該職員

が受ける号俸に応じた額に百分

の七十を乗じて得た額（当該額

に、五十円未満の端数を生じたと

ときはこれを切り捨て、五十円

以上百円未満の端数を生じたと

ときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

一 国家公務員法等の一部を改
正する法律（令和元年法律第

（新設）

附 則

	<p>【不要】</p>	
<p>9 </p> <p>二 令和三年旧国家公務員法第 二 八十一條の二第二項第三号に 一 掲げる職員に相当する職員の 一 うち、人事院規則で定める職 員 員 六十歳を超えて四十歳を 超 超えない範囲内で人事院規則 え で定める年齢</p>	<p>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>一 臨時の職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員</p>	<p>二 令和三年旧国家公務員法第 二 八十一條の二第二項第三号に 一 掲げる職員に相当する職員の 一 うち、人事院規則で定める職 員 員 六十歳を超えて四十歳を 超 超えない範囲内で人事院規則 え で定める年齢</p>
	<p>(新設)</p>	

八十二条の二第二項第一号に

掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員及び同項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち人事院規則で定める職員

三　国家公務員法第八十一条の

五第一項又は第二項の規定により同法第八十一条の二第一項に規定する異動期間を延長された同項に規定する管理監督職を占める職員

四　国家公務員法第八十一条の

六第二項ただし書に規定する職員

五　国家公務員法第八十一条の

七第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同法第八十二条の六第一項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

2 檢察庁法第二十二条第二項の規定により検事に任命された者

(第三条第一項に規定する準則
第一次項において準則と

いう。)で定める者を除く。)

には、当分の間、特定日以後、

その者の受ける俸給月額のほか、
その者の年齢が六十三年に達

した日にその者が受けていた俸
給月額に百分の七十を乗じて得

た額 (当該額に、五十円未満の
端数を生じたときはこれを切り

捨て、五十円以上百円未満の端
数を生じたときはこれを百円に
切り上げるものとする。)と特

定日にその者の受ける俸給月額
との差額に相当する額を俸給と
して支給する。

3 (略)

降任等をされた職員であつて、
当該他の官職への降任等をされ

た日 (以下この項及び附則第十
二項において「異動日」という
。)の前日から引き続き同一の

俸給表の適用を受ける職員のう
ち、特定日に附則第八項の規定

により当該職員の受ける俸給月
額 (以下この項において「特定
日俸給月額」という。)が異動
日の前日に当該職員が受けてい
た俸給月額に百分の七十を乗じ
て得た額 (当該額に、五十円未
満の端数を生じたときはこれを百
円に切り上げるものとする。)と特

定日にその者の受ける俸給月額
との差額に相当する額を俸給と
して支給する。

下この項において「基礎俸給月
額」という。)に達しないこと

		【不要】	
となる職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、 附則第八項 の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。	11 前項の規定による俸給の額と当該職員の受ける俸給月額との合計額が第八条第三項の規定により当該職員が属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第八条第三項の規定により当該職員が属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。	(新設)	

2 | (略)

3 | 前項の準則で定める者であつて、同項の規定による俸給を支給される者との権衡上必要があると認められる者には、当分の間、その者の受ける俸給月額のほか、準則で定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

【不要】

(新設)

13 | 附則第十項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮してこれらの規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受

<p>第六条 前条第一項の規定の適用を受ける検察官に対する検察官法第二十五条及び国家公務員法第八十九条第一項の規定の適用については、検察官法第二十五</p>	<p>【不要】</p>	
<p>(新設)</p>		
<p>15 附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する国家公務員法第七十五条第二項及び第八十九条第一項の規定の適用については、同法第七十五条第二項中</p>	<p>14 附則第十項、第十二項又は前項の規定による俸給を支給される職員に対する第十条の五第二項及び第十九条の四第五項（第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による俸給又は第十三項の規定による俸給の額との合計額」とする。</p>	<p>ける俸給月額のほか、人事院規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。</p>
<p>(新設)</p>		

<p>【不要】</p> <p>16 附則第八項から前項までに定めるもののほか、附則第八項の規定による俸給月額、附則第十項の規定による俸給その他の附則第八項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事院</p>	<p>2 前項の規定は、国家公務員法附則第四条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする。</p>	<p>同項中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項」と「同項中「伴う降給」とあるのは「伴う降給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項の規定による降給」とする。</p>	<p>同法第八十九条第一項中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び一般職の職員の給与に関する法律附則第八項」と、同法第八十九条第一項中「伴う降給」とする。</p>
--	--	---	--

規則で定める。